

# 岐阜県公報

第 百 十 四 号

令 和 二 年 六 月 二 十 三 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県卸売市場検査規則の一部を改正する規則

( 農 産 物 流 通 課 ) 三三三三<sup>ページ</sup>

### 告 示

救急病院の認定

( 医 療 整 備 課 ) 三三三六

救急病院及び救急診療所の認定に関する告示の一部改正

( 同 ) 三三三六

道路の区域変更

( 道 路 維 持 課 ) 三三三六

道路の供用開始

( 同 ) 三三三六

都市計画下水道事業の変更認可 ( 公共下水道 )

( 下 水 道 課 ) 三三三七

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

( 選 挙 管 理 委 員 会 ) 三三三八

施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更

( 同 ) 三三三九

### 公 示

落札者等に関する公示

( 医 療 整 備 課 ) 三三三九

土地改良事業の工事の完了

( 農 地 整 備 課 ) 三三三九

## 規 則

岐阜県卸売市場検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 二 年 六 月 二 十 三 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第七十六号

岐阜県卸売市場検査規則の一部を改正する規則

岐阜県卸売市場検査規則 ( 昭和四十八年岐阜県規則第四百十三号 ) の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十六条第一項及び」を「第十四条において読み替えて準用する法第十二条第二項又は」に改め、「以下「令」といふ。」を削り、「第十条」を「第三条」に、「若しくは卸売業者 ( 以下「開設者等」と総称する ) を」 ( 以下「開設者」といふ ) に、「行なう」を「行つ」に改める。

第二条中「吏員」を「職員」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第三条中「第六十六条の規定により立入検査をする職員に係る同条第二項において準用する法第四十八条第三項」を「第十二条第三項 ( 法第十四条において準用する場合を含む。 ) 」に改める。

第四条中「開設者等の役員等」を「開設者の役員その他」に改める。

第五条中「開設者等」を「開設者」に、「行なう」を「行つ」に改める。

第六条中「行なう」を「行つ」に改める。

第七条中「開設者等」を「開設者」に、「行なう」を「行つ」に改める。

第八条中「開設者等」を「開設者」に、「行なう」を「行つ」に改める。

第九条中「を終了する」を「の終了」に、「開設者等」を「開設者」に、「行ない」を

「行い」に、「長所」を「及び長所」に改める。  
第十条中「開設者等」を「開設者」に改める。  
別記第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

(表面)

身分証明書

第 号

職及び氏名

年 月 日生

上記の者は、卸売市場法第12条第2項（同法第14条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

写 真

年 月 日

岐阜県知事



(裏面)

卸売市場法(抜粋)

(報告及び検査)

第12条 略

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(準用)

第14条 第5条から第10条まで、第11条（第1項第1号に係る部分を除く。）及び第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第6条第1項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第2号及び第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第2号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第12条第1項若しくは第2項（これらの規定を第14条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第14条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

卸売市場法施行令(抜粋)

(都道府県が処理する事務)

第3条 法第12条第2項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務（都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合（同一の都道府県の区域の一部をその区域とする地方公共団体のみが組織するものであって、同法第252条の19第1項の指定都市が加入しないものを除く。）が開設する中央卸売市場に係るものを除く。）は、都道府県知事が行うこととする。ただし、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。  
2及び3 略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。

別記第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第4条関係)」に、「第48条第1項及び第76条」を「第12条第2項」「第14条において読み替えて適用する回法第12条第2項」に、「行なひ」を「行う」に、「開設者姓名」を「開設者名」に改める。  
附則  
この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十九号

次の医療機関を救急病院として令和二年五月二十九日認定したので、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定により告示する。

令和二年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名	所在地	有効期限
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森二二一	令和五・五・二九

岐阜県告示第二百五十号

救急病院及び救急診療所の認定(令和元年岐阜県告示第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

令和二年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

表岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃厚生病院の項中「岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃厚生病院」を「岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター東濃厚生病院」に改める。

岐阜県告示第二百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年六月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
県道	高町 山方線	高山市丹生川町方字中 田一三六八番一地从先から 同 市同 町同 字町 下二二四六番三地从先まで	前	四・ 二 二四・八	一六・〇	
			後	九・ 九 二四・八	一六・〇	

岐阜県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年六月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 員	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
			ル		

県道	河神岡線	飛驒市河合町月ヶ瀬字さがし 山七一五番二地先から 七三九番五地先まで	同市同町同字小沢上	三・二 令和 二・六・三	三・三 平成 三・三・一
----	------	------------------------------------------	-----------	--------------------	--------------------

岐阜県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年六月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

県道	河神岡線	飛驒市河合町天生字小沢上六 二四番四地先地内	三・二 令和 二・六・三	三・三 平成 三・三・一
----	------	---------------------------	--------------------	--------------------

岐阜県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年六月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道	四百七十七号	飛驒市神岡町殿字坂口六五番 七地先から 同市同町同字同六六番 六地先まで	六〇〇 令和 二・六・三	三・三 平成 三・一・九
------	--------	-----------------------------------------------	--------------------	--------------------

岐阜県告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年六月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称  
神戸町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
大垣都市計画下水道事業 神戸町公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成十三年七月十三日から  
令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年六月二十三日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

- 1 令和2年6月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数  
1,669,753人
- 2 総数の50分の1の数  
33,396人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）  
308,720人

#### 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	338,362	112,788
大垣市	147,073	49,025

高山市	74,528	24,843
多治見市	92,574	30,858
関市・美濃市	89,555	29,852
中津川市	64,771	21,591
瑞浪市	31,040	10,347
羽島市	55,667	18,556
恵那市	41,836	13,946
美濃加茂市	42,543	14,181
土岐市	47,986	15,996
各務原市	121,024	40,342
可児市	94,596	31,532
山県市	22,661	7,554
瑞穂市	42,725	14,242
飛騨市	20,437	6,813
本巣市	42,767	14,256
郡上市	34,747	11,583
下呂市	27,185	9,062
海津市	28,955	9,652
羽島郡	39,179	13,060
養老郡	24,085	8,029
不破郡	28,142	9,381

安 八 郡	19,862	6,621
揖 斐 郡	56,182	18,728
加 茂 郡	41,271	13,757

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和二年六月二十三日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変 更 後	変 更 前
岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃 岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚中郡医療センター 東濃厚生病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃 岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達する特定役務の名称及び数量 救急搬送情報端末導入・運用業務 一式

- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和2年3月19日
- 落札者を決定した日 令和2年4月28日
- 落札者の住所及び氏名 岐阜市香蘭一丁目2番地ドコモ岐阜ビル 株式会社NTTドコモ東海支社岐阜支店 支店長 影浦 慎祐

- 落札金額 36,414,400円
- 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地  
(1) 部門の名称 岐阜県健康福祉部医療整備課医療整備係  
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和二年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	恵那北部地区 (農用地開発)	平成三一・三・二一

令和二年六月二十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社